

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	ブロードバンドサービスの提供確保と利用者情報の適正な取扱いに向けた制度整備 －電気通信事業法の一部を改正する法律案－
著者 / 所属	鈴木 友紀 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	445号
刊行日	2022-4-28
頁	3-19
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220428.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

ブロードバンドサービスの提供確保と 利用者情報の適正な取扱いに向けた制度整備 — 電気通信事業法の一部を改正する法律案 —

鈴木 友紀

(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 本法律案の提出の経緯
 - (1) ブロードバンド基盤の在り方に関する検討
 - (2) 電気通信事業ガバナンスの検討
 - (3) その他（電気通信事業における卸役務に関する検討等）
3. 本法律案の主な内容
 - (1) ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の整備
 - (2) 利用者情報の適正な取扱いに係る制度整備
 - (3) 施行期日等
4. 主な課題
 - (1) 条件不利地域における光ファイバ整備の進展への効果
 - (2) ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化による利用者の費用負担
 - (3) 利用者情報の保護水準の在り方
 - (4) 利用者情報の外部送信に係る諸外国の取組との比較
 - (5) 個人情報保護法との関係
5. おわりに

1. はじめに

政府は、令和4年3月4日に、電気通信サービスの利用者の利益の保護等を図るため、①ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の整備、②利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度の整備、③指定電気通信設備（NTT東日本・西日本、携帯大手3社等の設備）を用いる卸役務の提供義務等の創設等を内容とする「電気通信事業法の一部を改正する法律案」（閣法第48号。以下「本法律案」という。）を閣議決定し、同

日、第208回国会（常会）に提出した。

本法律案の内容は多岐にわたるが¹、本稿では、本法律案の提出の経緯を概観した後、本法律案の大きな柱である①ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の整備、②利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度の整備の2点に絞り、その主な内容と論点を紹介するものである。

なお、本稿では、条文番号の記載に当たり、現行の電気通信事業法を「事業法」、本法律案による改正後の電気通信事業法を「改正法」としている。

2. 本法律案の提出の経緯

（1）ブロードバンド基盤の在り方に関する検討

社会全体の情報化の進展により、F T T H²等のブロードバンドサービスの利用は増加しており、総務省は、条件不利地域（過疎地、辺地、離島等）において、地方自治体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部補助を行ってきた（高度無線環境整備推進事業）。令和2年度第2次補正予算では、児童生徒1人1台端末の整備等を内容とする「G I G Aスクール構想」の推進を背景として、当初予算（52.7億円）の約10倍となる501.6億円が計上された。さらに、令和3年度予算からは、新規整備に加え、地方自治体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費についても、一部補助を開始している³。こうした取組の下、光ファイバの整備率（世帯カバー率）は、令和3年3月末で99.3%（未整備39万世帯）に達している⁴。しかし、条件不利地域等においては、有線ブロードバンドの維持管理費や更新費が事業者の負担となっている場合も多く、サービス提供の維持が課題となっている⁵。

一方、電気通信事業法では、国民生活に不可欠な電気通信サービスである固定電話、公衆電話、緊急通報を「基礎的電気通信役務」（ユニバーサルサービス）として規定し⁶、料金の事前届出制など利用者保護等のために必要なルールを規定している。さらに、同法では、条件不利地域においてN T T東日本・西日本がユニバーサルサービスを維持するためのコスト（赤字の一部）を補填するため、その他の事業者に負担を求める「ユニバーサルサービス交付金制度」を設けているが、現行制度の対象は、固定電話等の電話に係るサービスのみであり、ブロードバンドサービスは対象外である。

¹ 本稿で紹介する①、②以外の主な改正内容については、「2. 本法律案の提出の経緯」において、提出の経緯と併せて紹介する。

² 「F T T H」は「Fiber To The Home」の略。各家庭まで光ファイバケーブルを敷設することにより、超高速インターネットアクセスが可能となる。

³ 令和3年度は当初予算36.8億円、補正予算17.8億円、令和4年度予算では36.8億円が計上された。なお、高度無線環境整備推進事業の支援対象地域は原則として条件不利地域であるが、令和2年度第2次補正予算や令和3年度補正予算では、財政力指数が0.8以下の自治体など一定の条件を満たす場合は、条件不利地域以外にも特例的に拡大された。

⁴ 総務省「「令和2年度末ブロードバンド基盤整備率調査」の調査結果」（令4.1.31）

⁵ 「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 中間取りまとめ」（令3.9.28）では、「自治体（公設民営・公設公営）における通信基盤（F T T H等）の維持管理・更新費の収支額」について、総務省調査委託事業によるアンケート調査に基づき、約44億円の赤字との推計値が示されている（4頁）。

⁶ 電気通信事業法第7条、電気通信事業法施行規則第14条

こうした状況の下、総務省は、情報通信審議会答申（令和元年12月）において、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして位置付けることについて、「制度面を中心に専門的・集中的な検討を進めるための検討体制を設けることが適当」とされたことを踏まえ⁷、令和2年4月に「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」を設置し、ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付ける場合の提供主体、交付金による補填対象等の検討を行ってきた。

令和4年2月に公表された同研究会の最終取りまとめでは、F T T H等の有線ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務の新たな類型として位置付けた上で、①不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための新たな交付金制度を創設するとともに、②ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するための必要最小限の事業者規律を導入することが適当であるとされた⁸。

（２）電気通信事業ガバナンスの検討

令和3年3月に、L I N E株式会社が提供するメッセージングサービス「L I N E」について、日本の利用者の個人情報同社の業務再委託先である中国法人からアクセス可能であった旨の報道がなされた⁹。同月、総務省は同社に対し、電気通信事業法に基づき報告を求めるとともに¹⁰、翌4月に、社内システムに関する安全管理措置等に関する事項及び利用者への適切な説明に関する事項について、文書による指導を行った^{11、12}。

通信サービス・ネットワークをつかさどる電気通信事業者において、利用者の個人情報や通信の秘密の漏えい事案が発生するとともに¹³、L I N E株式会社の事案のように、海外の委託先等を通じ、これらのデータにアクセス可能な状態にあることに関するリスク等が顕在化した現状等を踏まえ、総務省は、電気通信事業者におけるデータの取扱いに係るガバナンス確保の今後の在り方等について検討を行うため、令和3年5月から「電気通信事業ガバナンス検討会」を開催し¹⁴、令和4年2月に報告書を取りまとめた。

同報告書では、「大量の情報を取得・管理等する者による電気通信事業を念頭に、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するための必要最小限の規律を新たに定めていくことが必要である」とした上で、具体的な規律として、電気通信事業者による①情報取扱規程や基本的な方針の策定、②利用者情報統括管理者の選任、③利用者情報の適正な取扱い状

⁷ 情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申」（令和元.12.17）32頁

⁸ 「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ」（令和4.2.2）2頁

⁹ 『朝日新聞』（令和3.3.17）等

¹⁰ 総務省「L I N E株式会社に対する報告徴収」（令和3.3.19）

¹¹ 総務省「L I N E株式会社に対する指導」（令和3.4.26）

¹² 個人情報保護委員会も、L I N E株式会社に対し、個人情報保護法に基づき、令和3年3月19日に報告徴収（第40条）、同年3月31日から立入検査（同条）、同年4月23日に指導（第41条）を行った（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」（令和3.4.23））。

¹³ 「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書」（令和4.2.18）では、令和2年3月から令和3年7月まで、株式会社インターネットイニシアティブにおいて6件の通信の秘密又は個人情報の漏えい事案が発覚した事例等が紹介されている（17頁）。

¹⁴ 総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」の下に設置された「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ」においても、令和3年3月から利用者情報の取扱いの実態把握や課題の検討等が行われ、同年9月に「中間とりまとめ」が公表されている。

況に関する評価の実施と対策への反映等を挙げた¹⁵。

さらに、同報告書では、利用者がウェブサイトやアプリを利用する際、利用者の意思によらずに、利用者の端末に保存された閲覧履歴等の利用者情報が、アプリの提供事業者やウェブサイト運営者等のサービス提供者に加え、広告会社等の外部の第三者に送信されている場合がある実態を踏まえ、電気通信事業者等が利用者情報を外部送信しようとするときは、原則として通知・公表を行うなど、「利用者に対して確認の機会を与えることが確保できるようにすることが必要である」とされた¹⁶。

このほか、同報告書では、サイバー攻撃の複雑化・巧妙化等による電気通信サービスの停止等のリスクに対して、単独の事業者のみでの対処が困難なケースが拡大していることを踏まえ、現行法ではサイバー攻撃の発生後に限られていたインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）間の情報共有・分析について¹⁷、「攻撃の発生前でも情報共有や分析を制度的に実施できるようにする環境を整備」することが提言された^{18、19}。さらに、同報告書では、電気通信事業の事故原因が多様化する中で、電気通信サービスの停止により社会に及ぼす影響が大きくなってきていること等から、「重大な事故等の発生の未然防止や被害軽減のための仕組みを構築することが適当」とされた^{20、21}。

（3）その他（電気通信事業における卸役務に関する検討等）

ア 電気通信事業における卸役務に関する検討

電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たって他の事業者の設備を利用する場合、主に、約款に基づく「接続」と相対契約による「卸役務」による利用形態が存在する。電気通信事業法では、主要なネットワークを保有する特定の事業者に対して、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律等が設けられている（指定電気通信設備制度）。具体的には、固定電話や光回線等の固定系の「第一種指定電気通信設備」については、NTT東日本・西日本が、携帯電話等の移動系の「第二種指定電気通信設備」については、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク等のいわゆる通信キャリアが当該設備を設置する事業者として指定され、接続約款の認可・届出や卸役務の料金・提供条件等の事後届出などの規律が課せられている（事業法第33条、同第34条）。

近年、NTT東日本・西日本による光回線の卸売サービスや通信キャリアによるMV

¹⁵ 「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書」45、48～49頁

¹⁶ 「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書」54頁

¹⁷ 改正電気通信事業法（平成30年法律第24号）により、電気通信事業者がサイバー攻撃への対応を共同して行うため、サイバー攻撃の送信元情報の共有や調査研究等の業務を行う第三者機関（認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会）を総務大臣が認定する制度が創設された。平成31年1月に、（一社）ICT-ISACが、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会として認定されている。

¹⁸ 「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書」58～59頁

¹⁹ これを踏まえ、本法律案では、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（脚注17参照）がサイバー攻撃の発生前にもISP間の情報共有や分析を行うことができるよう、規定の整備を行うこととしている（改正法第116条の2）。

²⁰ 「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書」60頁

²¹ これを踏まえ、本法律案では、現行法に基づき電気通信事業者に課されている重大事故等が生じた際の報告義務に加え、重大事故等のおそれのある事態についても電気通信事業者に対し報告義務を課すこととしている（改正法第28条第2項）。

NO（いわゆる格安スマホ事業者）への卸提供など、卸役務による利用が拡大しているが、相対契約を基本とする卸役務の料金は長年にわたり高止まりしていると指摘されている。

総務省の「接続料の算定等に関する研究会」が令和4年2月に取りまとめた「卸協議の適正性の確保に係る制度整備について」では、現行制度の下で引き続き電気通信事業者間の相対協議に委ねたとしても、「再度、指定卸役務の料金の高止まり等が生じる懸念が払拭できない」とした上で、指定電気通信設備を用いた卸役務を提供する電気通信事業者に対し、正当な理由のない限り卸役務を提供する義務等を設けるため、電気通信事業法の改正を行うことが適当とされた²²。

イ NTT東日本・西日本が提供する固定電話のIP網への円滑な移行に向けた検討

NTTは、平成27年11月に、固定電話の契約数の減少や令和7年頃に中継交換機等の設備が維持限界を迎えることを踏まえ、固定電話網をIP網（インターネット通信技術を使った電話網）に移行する構想を示した²³。NTT東日本・西日本は、令和3年1月から順次IP網への移行を開始し、令和7年1月までの完了を予定している。

こうした固定電話網のIP網への円滑な移行が確実に図られるようにするため、総務省は、必要な制度整備や事業者の取組の促進などを進めており、例えば、平成30年5月に成立した改正電気通信事業法（平成30年法律第24号）では、固定電話網のIP網への移行等に対応するため、①電気通信番号に関する基本的事項の法定、②事業者が電気通信サービスを休廃止する際の周知に係る事前届出制度の導入等が行われた。

令和3年9月に情報通信審議会が取りまとめた「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」においては、現行法では、第一種指定電気通信設備となる加入者回線の要件として、「都道府県」ごとに2分の1の占有率と規定されているところ（事業法第33条第1項、電気通信事業法施行規則第23条の2第2項、第3項）、「現在のNTT東日本・西日本のネットワークや接続の実態等を踏まえると、東日本・西日本の範囲で占有率を算定することが適当」であるとされた^{24, 25}。

以上のような総務省に設置された複数の有識者会議及び情報通信審議会における検討等を踏まえ、政府は、令和4年3月4日に、本法律案を閣議決定し、同日、第208回国会（常会）に提出した。

²² これを踏まえ、本法律案では、指定設備を設置する事業者に対し、①正当な理由のない限り特定卸役務（指定設備卸役務のうち、競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの）を提供する義務（改正法第38条の2第2項）、②卸先事業者の求めに応じ、卸先事業者に情報（料金の算定方法など一定の協議の円滑化に資する事項）を提示する義務（同第3項）を課すこととしているほか、②の規定に違反した場合の総務大臣による業務改善命令を規定している（同第4項）。

²³ NTT「「固定電話」の今後について」（平27.11.6）

²⁴ 情報通信審議会電気通信事業政策部会「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」（令3.9.1）86頁

²⁵ これを踏まえ、本法律案では、第一種指定電気通信設備制度について、加入者回線の占有率を算定する範囲を見直し、現行の都道府県から、各事業者が加入者回線を設置する区域（例えば、NTT東日本は東日本、NTT西日本は西日本）に変更することとしている（改正法第33条第1項）。

3. 本法律案の主な内容

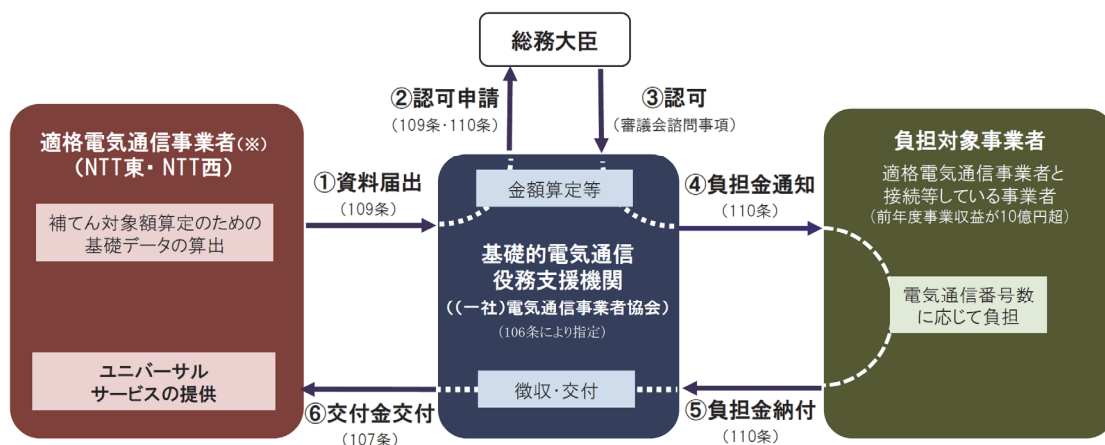
(1) ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の整備

ア 現状

電気通信事業法に基づくユニバーサルサービス交付金制度とは、基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）である固定電話、公衆電話、緊急通報を提供している適格電気通信事業者（NTT東日本・西日本）が設置する設備と接続等を行うことによって受益している電気通信事業者（負担対象事業者）が応分のコスト負担を行い、NTT東日本・西日本に対して赤字の一部を補填するための交付金を交付することにより、電気通信事業者間でユニバーサルサービスの実施に伴う費用を負担する制度である。同制度は、平成13年の改正電気通信事業法（平成13年法律第62号）により創設され、平成18年度から運用されている。電気通信事業者からの負担金の徴収とNTT東日本・西日本への交付金の交付等については、「基礎的電気通信役務支援機関」として総務大臣に指定された（一社）電気通信事業者協会により行われている。

なお、負担金の計算で用いられる番号単価（1電話番号当たりの負担額）は、近年、月額2、3円で推移しているが²⁶、多くの電気通信事業者が、番号単価を「ユニバーサルサービス料」として、利用者に転嫁している^{27、28}。

図表1 基礎的電気通信役務に関する交付金と費用負担（現行制度）



(※) 適格電気通信事業者の要件

アナログ電話又は光IP電話の提供可能世帯数割合が100%であること、公衆電話の設置台数が都道府県ごとの設置基準に適合していること。(108条等)

(注) 条文はすべて電気通信事業法。

(出所) ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第1回）配付資料（令2.4.3）

²⁶ 制度稼働初年度となる平成18年度の番号単価は月額7円であった（総務省ウェブサイト<https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/hoten.html>（以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも令和4年4月11日））。

²⁷ （一社）電気通信事業者協会「電話のユニバーサルサービス制度」パンフレット<https://www.tca.or.jp/universalservice/pdf/uni_pamphlet.pdf>

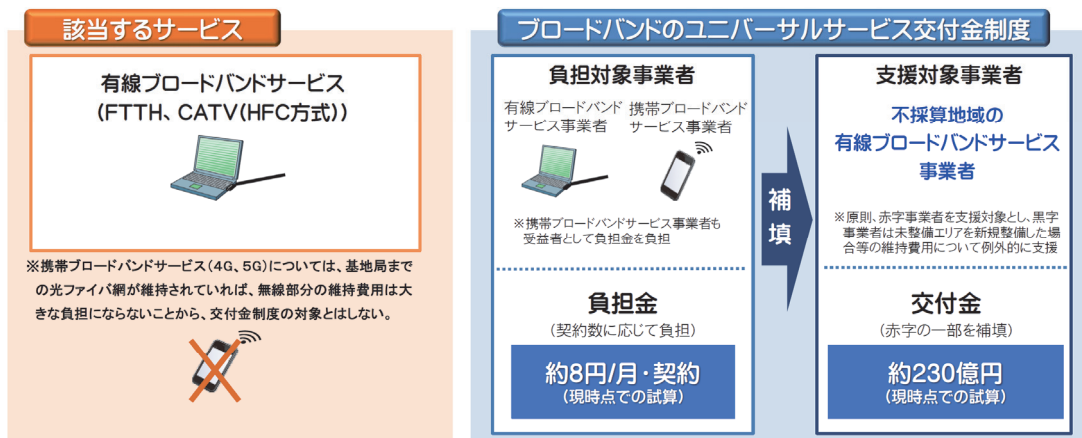
²⁸ このほか、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和2年法律第53号）に基づき、電話リレーサービス（聴覚や発話に困難のある者とその他の者との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につながるサービス）についても、公共インフラとしての電話リレーサービスの適正かつ確実な提供を確保することの必要性を踏まえ、ユニバーサルサービス交付金制度に類似の仕組みとして、交付金制度が導入されている。

イ 主な内容

本法律案は、電気通信事業法上の基礎的電気通信役務の新たな類型（第二号基礎的電気通信役務）として、有線ブロードバンドサービスを追加した上で（改正法第7条第2号）²⁹、全国のブロードバンドサービス事業者が負担する負担金を原資として、不採算地域の有線ブロードバンドサービス事業者に対して交付金を交付する制度を新設するものである。

なお、電気通信事業者からの負担金の徴収や支援の対象となる有線ブロードバンドサービス事業者に対する交付金の交付については、電話に係るユニバーサルサービス交付金制度と同様、「基礎的電気通信役務支援機関」である（一社）電気通信事業者協会により実施されることとなる（改正法第107条第2号、同第110条の4、同第110条の5）。

図表2 ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の概要



※基礎的電気通信役務に該当するサービスには、契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等が課される。

（出所）総務省資料より抜粋

（ア）新たにユニバーサルサービスの対象となるブロードバンドサービス

新たにユニバーサルサービスの対象となる具体的なブロードバンドサービスは、総務省令で規定されることとなるが（改正法第7条第2号）、通信速度、遅延の程度及び料金体系の3点を総合的に考慮し³⁰、FTTHとCATV（HFC方式³¹）とされる予定である³²。

なお、4G等の携帯ブロードバンドサービスについては、①少なくとも現時点においては、テレワーク等を継続的・安定的に利用するための手段としては、必ずしも十分でない場合があること、②新たな交付金制度の対象としなくとも、事業者間の競争を通じた自主的な取組により、全国的なサービス提供が確保されると想定されること³³、また、

²⁹ 電話に係るユニバーサルサービスは「第一号基礎的電気通信役務」とされている（改正法第7条第1号）。

³⁰ 「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ」2頁

³¹ 「HFC」は、「Hybrid Fiber Coaxial」の略。CATV局から光ファイバで配線し、途中から同軸ケーブルで各家庭まで線を引き込む方式。

³² 図表2参照

³³ 「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ」2～3頁

③基地局までの光ファイバ網が維持されていれば、無線部分の維持費用は大きな負担とならないことから³⁴、新たな交付金制度の対象にはしないこととされている。

(イ) 支援区域の指定

新たな交付金制度は、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの安定的な提供を確保することをその第一義的な目的としつつ、同時に、有線ブロードバンド未整備地域の解消促進や公設公営・公設民営から民設民営への転換促進もその副次的な目的とするものであるとされている³⁵。

そのため、本法律案においては、総務大臣は、①純粹に当該地域における有線ブロードバンドサービスの提供を維持することを目的として支援対象とする「一般支援区域」と、②有線ブロードバンドサービスの提供維持に加えて、未整備地域の解消促進等の特別の政策的要請も踏まえて支援対象とする「特別支援区域」の2種類の支援対象区域を区別して指定することができることとされている（改正法第110条の2）。

図表3 支援区域の分類（改正法第110条の2）

エリア分類	位置付け	区域指定の基準	支援の考え方
一般支援区域 (第1項)	市場に委ねたものではサービスが維持されない可能性が高いエリア	①サービス提供のためのコストが相対的に高く（算定方法は総務省令で規定）、かつ、 ②特定の事業者が1者でサービスを提供している地域	<ul style="list-style-type: none"> これらの地域で有線ブロードバンドサービスの提供を行う事業者は、基本的に、自らの経営判断で当該地域におけるサービス提供を開始したものと想定されることから、内部相互補助によるサービス維持が期待できる場合には支援対象とする必要がない。 このため、当該事業者の部門別収支に照らして支援の必要性が認められる場合に限って支援対象とする。
特別支援区域 (第2項)	市場に委ねたものではサービスが維持されない可能性が極めて高いエリア	①サービス提供のためのコストが相対的に高い場合であり、その額が総務省令で定める額以上であること 又は、 ②有線ブロードバンドサービスの提供を確保することが著しく困難な場合であると見込まれる場合として総務省令で定める場合に該当すること（注）、 かつ、 ③特定の事業者が1者でサービスを提供している地域	<ul style="list-style-type: none"> これらの地域で有線ブロードバンドサービスの提供を行う事業者は、交付金によって維持費用の支援が行われることを前提に、当該地域でのサービス提供を新たに開始するものと想定され、未整備地域の解消促進や民設移行の促進という特別の政策的要請を実現するためには、内部相互補助を前提とせずに支援を行う必要がある。 このため、当該事業者の部門別収支を問わず支援対象とする。

(注)「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ」では、(1)改正法公布日以降に新たに自治体業務による整備が行われた地域（新規整備地域）、(2)改正法公布日以降に公設公営・公設民営から民設民営への転換が図られた地域（民設移行地域）が示されている。

(出所)本法律案、総務省「新たな交付金制度の効果と費用【第1次試算】」（ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第18回）配付資料（令4.2.2）11頁）等に基づき筆者作成

³⁴ 図表2参照

³⁵ 「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ」9頁

(ウ) 支援対象事業者と負担対象事業者

新たな交付金制度に基づき支援対象となる電気通信事業者（第二種適格電気通信事業者）については、有線ブロードバンドサービス事業者の申請により、総務大臣が指定することができる（改正法第110条の3第1項）。

一方、負担金の負担対象事業者は、ブロードバンドサービス事業者のうち、事業規模が政令で定める基準を超える者³⁶とされている（改正法第110条の5第1項）。有線ブロードバンドサービスだけでなく、無線ブロードバンドサービスも「ある特定の場面では、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスに利用されることが想定され、それに伴い無線ブロードバンドサービスの利用者にも受益が発生すると考えられる」³⁷ことから、本法律案では、有線・無線を問わず、ブロードバンドサービス事業者全般が負担金を負担することとされている。

(エ) 有線ブロードバンドサービスを提供する電気通信事業者に課される規律

現行の電話に係るユニバーサルサービス制度と同様、本法律案では、ユニバーサルサービスである有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対し、サービスの適切・公平かつ安定的な提供を確保するため、①契約約款の届出義務（改正法第19条第1項）³⁸、②業務区域内における役務提供義務（同第25条第2項）、③技術基準適合維持義務（同第41条第2項）等を課すこととしている。

なお、現行の電話に係る制度では、事業者に対して会計整理義務が課されているが、電話、有線ブロードバンドサービスともに、今後、料金の適正性について疑義が生じる可能性は低いこと等を理由として³⁹、本法律案では、当該義務を廃止することとしている（改正法第24条第1号）。

(2) 利用者情報の適正な取扱いに係る制度整備

ア 現状

現行法では、「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない」と規定した上で（事業法第4条第1項）、電気通信事業者に対して、通信の秘密の漏えいなど重大な事故が生じたときの報告義務を課しているほか（同第28条）、通信の秘密の確保に支障があるとき等に総務大臣が業務改善を命ずることができることとするなど（同第29条）、事後規制が設けられている。さらに、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者等に対して、電気通信設備の技術基準への適合維持義務が課されており、技術基準において通信の秘密の確保も求められている（同第41条第6項第3号）。しかし、現行法では、通信の秘密以外の利用者に関する情報について、適正な取扱いを確保するための規律は整備されておらず、その適正な取扱いは事業者の自主的な取組に委ねられている。

³⁶ 電話に係るユニバーサルサービス交付金制度では、前年度の電気通信役務の提供から得た収益が10億円を超える事業者を負担金対象事業者としている（事業法第110条第1項、電気通信事業法施行令第5条）。

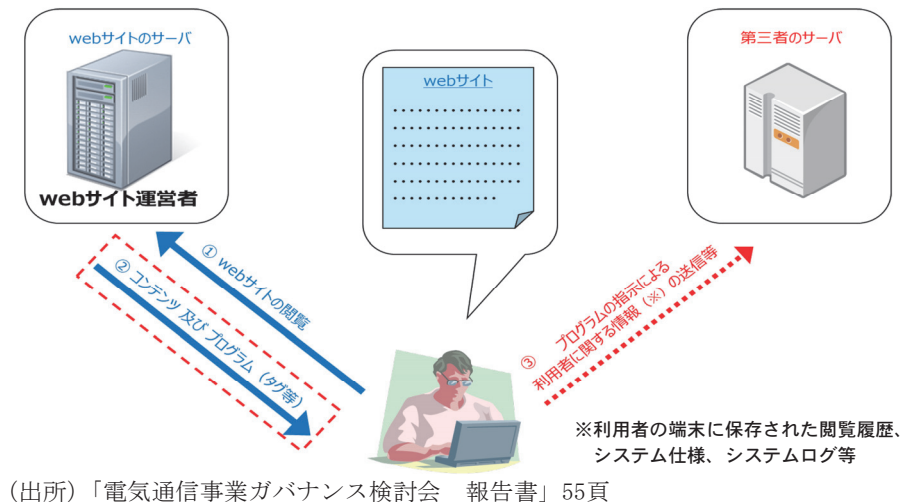
³⁷ 「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ」16頁

³⁸ ただし、有線ブロードバンドサービスは、利用態様が多様であり、相対契約へのニーズが特に高いことから、引き続き相対契約が認められている（改正法第19条第3項）。

³⁹ 「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ」33頁

このため、利用者がウェブサイトの閲覧やアプリの利用を行う際に、利用者の意思によらずに、利用者の端末設備に保存された閲覧履歴などの利用者情報が広告会社等の第三者に送信される状況が生じている。こうした状況について、総務省は、「規律が設けられているとは言いがたく、利用者が安心して電気通信役務を利用することができず、ひいては電気通信サービスに対する信頼性が損なわれるおそれがある」としている⁴⁰。

図表4 利用者情報の外部送信のイメージ



イ 主な内容

本法律案では、(ア) 大規模な電気通信事業者に対して、特定利用者情報の適正な取扱いを義務付けるとともに、(イ) 電気通信事業者等が利用者情報を第三者に送信させようとする場合、利用者に確認の機会を付与することとしている。

(ア) 大規模事業者に対する特定利用者情報の適正な取扱いの義務付け

本法律案では、総務大臣は、総務省令で定めるところにより、内容、利用者⁴¹の範囲及び利用状況を勘案して、「利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの」として総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、「特定利用者情報」を適正に取り扱うべき事業者として指定することができるとしている(改正法第27条の5)。特定利用者情報とは、利用者情報のうち、「通信の秘密に該当する情報」又は「利用者を識別することができる情報であって総務省令で定めるもの」と規定されている。なお、後者について、「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書」において、契約の締結又はログインIDやユーザー名等で利用登録をした利用者情報のうち、「データベース化されているものに範囲を限定する」とされている⁴²。また、同報告書は、利用者の利益に及ぼす影響が大き

⁴⁰ 総務省「規制の事前評価書(安心・安全で信頼できる電気通信サービス・ネットワークの確保に向けた制度整備)」(令4.3.3) 2頁<https://www.soumu.go.jp/main_content/000797142.pdf>

⁴¹ 改正法第2条第7号において、「利用者」は、以下の①又は②に掲げる者として定義されている。

①電気通信事業者又は第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業(第三号事業)を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者その他これに準ずる者として総務省令で定める者

②電気通信事業者又は第三号事業を営む者から電気通信役務の提供を受ける者

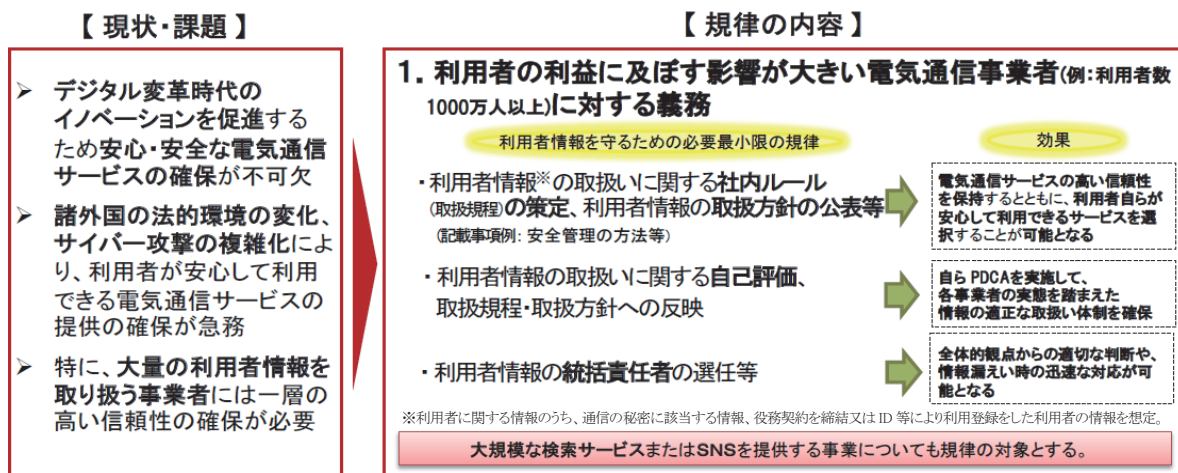
⁴² 「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書」47頁脚注63

い電気通信事業者であることを示す基準の例として、「国内の総人口の約1割程度の1,000万人以上」を挙げている⁴³。なお、要件を満たす大規模な検索サービスやSNSを提供する事業についても、本法律案による規律の対象となる（改正法第164条第1項第3号（詳細は後述））。

総務大臣が指定した電気通信事業者には、①「情報取扱規程」の策定と総務大臣への届出（改正法第27条の6）、②「情報取扱方針」⁴⁴の策定と公表（改正法第27条の8）、③特定利用者情報の取扱状況の評価（事業年度ごとに実施）と評価結果に基づく情報取扱規程又は情報取扱方針の変更（必要があると認めるときに実施）（改正法第27条の9）、④「特定利用者情報統括管理者」の選任と総務大臣への届出（改正法第27条の10）が義務付けられる。

また、総務大臣は、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、指定した電気通信事業者に対し、情報取扱規程の変更を命ずることができるとともに、情報取扱規程を遵守していない電気通信事業者に対し、その遵守を命ずることができることとしており（改正法第27条の7）、当該命令への違反等に対する罰則も設けられている（改正法第186条等）。

図表5 大規模事業者に対する特定利用者情報の適正な取扱いの義務付けの概要



(出所) 総務省資料より抜粋

なお、現行法では、検索、SNS、オンラインショッピングモール、掲示板など「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業」(第三号事業)を営む者については、「小規模なもの、特殊な形態のサービスを提供するもの等であって、本法（筆者注：電

⁴³ 「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書」48頁脚注65

⁴⁴ 「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書」では、「情報取扱方針」への記載事項として、「利用者情報を保管する電気通信設備の所在国や当該情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表すること」が例示されている（49頁脚注69）。

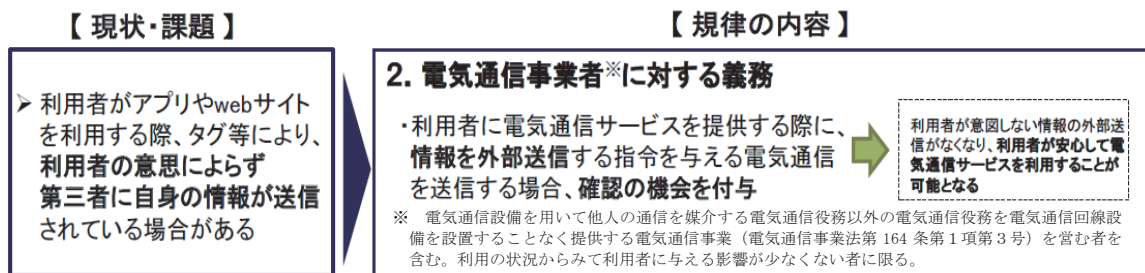
電気通信事業法)による規律をするまでの社会的必要性が乏しい」ことから⁴⁵、電気通信事業法の基本原則である検閲の禁止と通信の秘密の保護の規定を除き、原則として⁴⁶、同法の規定の適用から除外されている(事業法第164条第1項第3号)。

しかし、インターネットの発展等に伴い、第三号事業を営む者であっても、利用者への影響度が大きい大規模なサービスを提供する場合も出てきており、利用者利益等を保護する社会的要請が高まってきていることから、「一定の要件を満たす場合に限り、第三号事業を営む者についても事業法の規律の対象とすることが適当」であるとされ⁴⁷、本法律案では、総務省令で定める要件を満たす「検索情報電気通信役務」(検索サービス)と「媒介相当電気通信役務」(SNS)が新たに電気通信事業法の適用対象とされている(改正法第164条第1項第3号)。そのため、検索サービスやSNSを提供する電気通信事業者のうち、大規模なものについては、前述のとおり、特定利用者情報の適正な取扱いが義務付けられることとなる。

(イ) 利用者情報に係る利用者への確認の機会の付与

本法律案では、電気通信事業者等が閲覧履歴等の利用者情報を第三者に送信させようとする場合、利用者へ確認の機会(①通知又は公表、②同意の取得、③オプトアウト措置のいずれか)を付与することとしている(改正法第27条の12)。

図表6 利用者情報に係る利用者への確認の機会の付与の概要



(出所) 総務省資料より抜粋

具体的には、本法律案では、電気通信事業者又は第三号事業を営む者のうち「利用者の利益に及ぼす影響が少なくないもの」として総務省令で定める電気通信役務を提供する者に対し、利用者情報を外部送信する指令を与える電気通信を送信する場合に、あらかじめ、外部送信されることとなる利用者情報の内容、当該情報の送信先等について利用者へ通知又は公表することを義務付けている(改正法第27条の12本文)。その上で、同条ただし書きにおいて、①利用者が電気通信役務を利用する際に送信することが必要となる情報(第1号)⁴⁸、②電気通信役務を提供する電気通信事業者等の設備を送信先とす

⁴⁵ 多賀谷一照監修、電気通信事業法研究会編著『電気通信事業法逐条解説 改訂版』((一財)情報通信振興会、令和元年) 659頁
⁴⁶ 平成27年の改正電気通信事業法(平成27年法律第26号)により、「ドメイン名電気通信役務」(ドメイン名に対応するIPアドレスを出力する機能を提供するサービス)が新たに電気通信事業法の適用対象とされた。
⁴⁷ 「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書」51頁
⁴⁸ 「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書」では、「文字や画像を適正に表示するためのOS情報、画面設定、言語設定情報」が例示されている(54頁脚注80)。

る情報（第2号）⁴⁹、③外部送信されることについて利用者が同意している情報（第3号）、④オプトアウト措置（利用者の求めに応じて利用者情報の送信等を停止する措置）が提供・公表されているが、利用者がその適用を求めている情報（第4号）について、通知又は公表の対象から除外している。

また、本法律案では、電気通信事業者等がこの規定に違反した場合の総務大臣による業務改善命令が規定されている（改正法第29条第2項）。

（3）施行期日等

ア 施行期日

本法律案の施行期日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。ただし、①準備行為、その他の経過措置の政令への委任に関する規定については公布の日から、また、②届出媒介等業務受託者（いわゆる販売代理店のうち届出を行った者）⁵⁰が総務大臣に届け出た事項に係る軽微な変更に関し、届出を要しないものとする規定（改正法第73条の2）については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされる（本法律案附則第1条）。

イ 検討

政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている（本法律案附則第6条）。

4. 主な課題

（1）条件不利地域における光ファイバ整備の進展への効果

岸田内閣総理大臣は、令和3年10月の所信表明演説において、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」を提唱し⁵¹、さらに同年12月には、同構想の実現に不可欠となる5Gや光ファイバ等のデジタルインフラについて、令和4年3月までに整備計画を策定することを表明した⁵²。これを受け、総務省が策定した「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」では、光ファイバについては、全国の世帯カバー率を「2027年度末までに99.90%（未整備世帯約5万世帯）とすること」、「未整備世帯約5万世帯についても、光ファイバを必要とする全地域の整備を目指す」ことなどが新たな整備目標として掲げられている⁵³。

⁴⁹ 「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書」では、「サービス利用のための不可欠なFirst Party Cookie」が例示されている（54頁脚注80）。なお、「First Party Cookie」とは、利用者が訪問しているウェブサイトから発行されるクッキー（本稿後掲脚注65参照）のことである。それに対し、それ以外のウェブサイトから発行されるクッキーのことを「Third Party Cookie」という。

⁵⁰ 令和元年の改正電気通信事業法（令和元年法律第5号）により、電気通信サービスの販売代理店たる法人又は個人に対し、その業務を行う前に総務大臣に対して届出を行うことが義務付けられた。

⁵¹ 第205回国会衆議院本会議録第2号3～4頁（令3.10.8）

⁵² 岸田内閣総理大臣記者会見（令3.12.21）〈https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2021/12/21kaiken.html〉

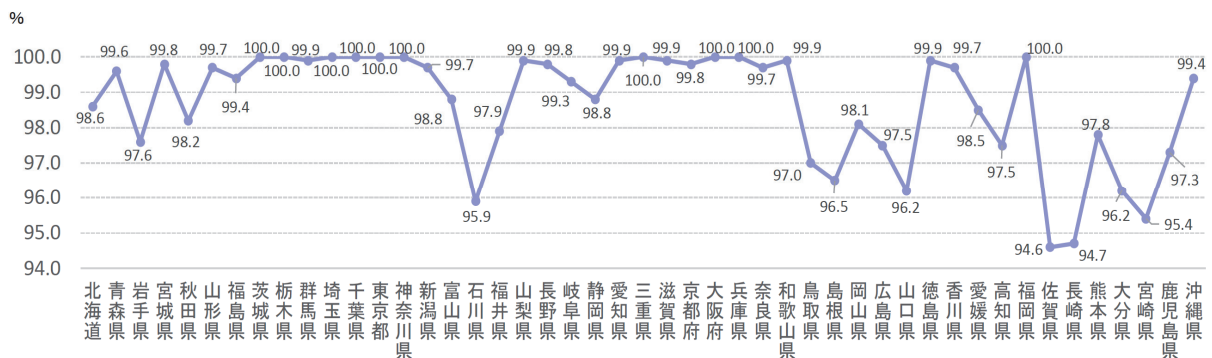
⁵³ 総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」（令4.3.29）4～5頁

「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ」では、新たな交付金制度の目的の一つとして、維持費用を支援することにより、「サービスの維持可能性への懸念を払拭し、未整備地域の解消を一層促進する」ことを新たな交付金制度の目的の一つとして掲げているが⁵⁴、本法律案は、あくまで不採算地域等における有線ブロードバンドサービスの維持費用を支援するものであり、初期整備費用については、引き続き国庫補助金等で支援がなされることとなる。

さらに、電話については、日本電信電話株式会社等に関する法律（NTT法）において、あまねく日本全国において提供する責務がNTT東日本・西日本に課せられているが（NTT法第3条）、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ」では、有線ブロードバンドについては、「NTT東西等に過剰な法的責務を課すことは、NTT東西等の自主的判断の余地を狭め、NTT東西等の企業体としての合理的経営を損なうおそれがあること」等を踏まえ、「NTT東西等に対して、有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者（筆者注：不採算地域に対する最終的な役務提供の責務を負う事業者）としての法的責務を課すことは、必ずしも適当ではない」とされ⁵⁵、本法律案においては、NTT東日本・西日本に対する責務規定は盛り込まれていない。

我が国の光ファイバ整備率は、令和3年3月末で99.3%に上るが、離島や山間地等を多く有する地方自治体において整備が遅れている。本法律案により、サービスの維持可能性に対する懸念が払拭され、条件不利地域における光ファイバ整備がどの程度進展・加速するのか効果を検証していくことが求められよう。

図表7 都道府県別の光ファイバ整備状況（令和3年3月末）



（出所）総務省「令和2年度末ブロードバンド基盤整備率調査」の調査結果（令4.1.31）

（2）ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化による利用者の費用負担

総務省は、令和4年2月に、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化により、「年間総額約227億円、契約者1人当たり月額約7.8円の費用負担が発生すると見込まれる」との試算を示した。また、世帯ごとの負担額のモデルケースとして、例えば、FTTHと携帯ブロードバンド（人数分）を契約する4人世帯の場合、月額約40円（1契約8円×5

⁵⁴ 「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ」6頁

⁵⁵ 「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ」23頁

契約) となるとの試算も示している⁵⁶。

総務省は、事業者が、負担金を利用者に転嫁するかどうか、転嫁するとした場合にどのように転嫁するかは、各事業者の判断に委ねられるとしているが⁵⁷、先述のとおり電話に係るユニバーサルサービス制度では多くの事業者が利用者に負担金を転嫁しており、ブロードバンドサービスについても、同様に転嫁が行われる可能性が高い⁵⁸。転嫁されたとしてもその額は少額ではあるが、国民に広く負担を求める可能性がある以上、ブロードバンドに係るユニバーサルサービス制度の必要性や意義について、総務省は、国民に対して丁寧な説明を行うことが求められよう。

(3) 利用者情報の保護水準の在り方

電気通信事業ガバナンス検討会において、報告書案の取りまとめに先立ち行われたヒアリングでは、(一社)新経済連盟は、「現在明らかになっている法改正の方向性は、デジタルビジネスのみならず日本社会のデジタル化全体にとって深刻な負担となり、阻害するおそれが高いものであり、重大な懸念」があるとした上で、「①総務省が、ネット利用企業／デジタルサービスを広範に網にかけた規制強化を行おうとしていること」、「②電気通信事業法が「情報取扱いの一般法」となり、二重規制と過剰規制をもたらすこと」、「③国際的に極めて異常なガラパゴス規制が、日本のデジタル化に悪影響を及ぼすこと」等の懸念点を示した⁵⁹。一方、(一社)MyDataJapanからは、(一社)新経済連盟の意見に対する反論が提示され、「日本のデジタル化推進のためには、デジタルサービスの基盤となる「通信に対する信頼」の確保が不可欠」であり、検討会によって「提案された改正の方向性は正しい」との見解が示された⁶⁰。

こうした中、同検討会の報告書及び同報告書に基づき立案された本法律案は、利用者情報の外部送信における同意取得の義務化が見送られるなど、当初考えられていた案よりも、利用者保護の水準が後退したと指摘されている⁶¹。検討会の構成員からも、「事業者側への影響は非常に軽微であって、その一方で、利用者保護のレベル、通信の信頼確保のレベルは十分に高められていないのではないかと」⁶²、「最終局面のところでは経済団体等からの強い反対があったという経緯があり、当初の想定よりも大幅に後退する取りまとめ案になってしまったという点が残念」⁶³などの意見が出されている。

⁵⁶ 総務省「新たな交付金制度の効果と費用【第1次試算】」(ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会(第18回)配付資料(令4.2.2))8、10頁

⁵⁷ 前掲脚注56

⁵⁸ 「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ」においても、「「ユニバーサルサービス料金」という形で明示的に転嫁しない場合であっても、事業者のサービス提供費用に影響が生じる以上、利用者料金への何らかの影響は生じざるを得ず、転嫁を認めない制度とすることは實際上困難である」としている(17頁脚注39)。

⁵⁹ (一社)新経済連盟資料(電気通信事業ガバナンス検討会(第14回)配付資料(令3.12.28))2頁

⁶⁰ (一社)MyDataJapan資料(電気通信事業ガバナンス検討会(第15回)配付資料(令4.1.11))14頁

⁶¹ 令和4年2月18日に開催された検討会における報告書の取りまとめを受けた翌19日の新聞報道では、「経済界反発で大幅後退」(『朝日新聞』)、「総務省の法改正案、大幅に後退」(『日本経済新聞』)、「利用者同意 義務化見送り」(『読売新聞』)などの見出しが並んだ。

⁶² 森亮二弁護士が発言(電気通信事業ガバナンス検討会(第16回)議事録(令4.1.14)18頁)

⁶³ 石江夏生利中央大学教授が発言(同上19頁)

本法律案は、規制の対象となる電気通信事業者等の規模（改正法第27条の5、第27条の12）、情報取扱規程や情報取扱方針に盛り込む事項（同第27条の6、第27条の8）、利用者情報の外部送信に係る通知・公表の方法（同第27条の12）など、詳細を総務省令に委任している規定が多く、本法律案に基づく利用者保護の水準がどうなるかは、今後に委ねられていると言える。

電気通信事業ガバナンス検討会におけるヒアリングや報告書案に対する意見募集では、経済団体と消費者団体の双方から、同検討会の検討過程について、透明性のあるプロセスが確保されなかったことへの懸念が示された⁶⁴。本法律案で委任されている総務省令の制定に当たっては、この反省を踏まえ、幅広い関係者の参加の下、透明性の高い議論を行うことにより、利用者保護の確保に向け、実効性の高い規律としていくことが求められよう。

（４）利用者情報の外部送信に係る諸外国の取組との比較

EUにおいては、従来から、オンラインサービス利用者の端末装置でのデータ処理に対する規制（いわゆるクッキー⁶⁵規制）が行われている⁶⁶。2002（平成14）年に施行された「eプライバシー指令」では、クッキー設定に関する情報提供とオプトアウト権の提供が義務付けられ、2009（平成21）年改正では、同意の取得も義務付けられた。さらに、2018（平成30）年に施行され、EU加盟国に直接適用される「一般データ保護規則」（GDPR：General Data Protection Regulation）では、同意が有効となる要件が厳格化されたことにより、オプトアウト、暗黙の同意、みなし同意が不可とされることとなった。現在は、eプライバシー指令に基づき制定されたEU加盟国の国内法の規制内容に国ごとにばらつきがあるとの問題意識の下、加盟国に直接適用される「eプライバシー規則」⁶⁷の制定に向けた議論が行われている。

また、米国カリフォルニア州においては、2020（令和2）年に施行された「カリフォルニア州消費者プライバシー法」（CCPA：California Consumer Privacy Act）により、個人情報の類型等の事項をプライバシーポリシーとして公表することが義務付けられたほか、個人情報の収集やオプトアウト権に関し、消費者への通知が必要とされた⁶⁸。また、米国のその他の州においても同様の動きが見られる⁶⁹。

⁶⁴ 「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書（案）に対する意見募集の結果（概要）」（電気通信事業ガバナンス検討会（第17回）配付資料（令4.2.18））5～7頁

⁶⁵ 「クッキー」（Cookie）とは、利用者がウェブサイトを訪れたときに、利用者のブラウザに送られてくる小さなテキストデータを言う。クッキーは、例えば、ユーザー名などの接続情報、ショッピングサイトなどで購入する商品を一時的に保管する「買い物かご」の情報、氏名や住所、電話番号等の一度登録した会員情報等の管理に利用されている（総務省ウェブサイト〈https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security_previous/kiso/k01_cookie.htm〉等に基づき記述。）。

⁶⁶ 総務省「利用者情報の適切な取扱いの確保 海外における状況」（プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ（第1回）配付資料（令3.3.18））等に基づき記述。

⁶⁷ 2017（平成29）年1月に欧州委員会により提案された。また、2021（令和3）年2月に、欧州連合理事会（閣僚理事会）が、加盟国が規則案に合意したことを発表している。

⁶⁸ 「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書」38頁に基づき記述。

⁶⁹ 例えば、コロラド州において、2021（令和3）年7月に「コロラド州プライバシー法」が成立し、2023（令和5）年7月に施行予定である。（独立行政法人日本貿易振興機構ウェブサイト〈<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/509ba52fe4ead2e9.html>〉）

本法律案により、我が国においても利用者情報の取扱いに係る規律が導入されることとなるが、「規制がない状態は国際的に見ても異例だった」⁷⁰との指摘があるなど、諸外国の取組と比較してその動きは遅く、規律の内容についても弱いとの指摘がある⁷¹。

（５）個人情報保護法との関係

令和２年の改正個人情報保護法（令和２年法律第44号）が、令和４年４月１日に全面施行された。同改正では、クッキー等の端末識別子など、提供元では個人データに該当しないものの、提供先が保有する情報と結び付けることにより個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける新しい規律が導入された（個人情報保護法第26条の２）。一方、同改正では、端末識別子そのものは、引き続き個人情報とは定義されず、その理由について、個人情報保護委員会は、「端末識別子そのものについては、関連する技術、ビジネスモデルの実態が多様かつ急速に変化していることも踏まえ、まずは自主的ルール等による適切な運用が重要というふうに判断」したと説明している⁷²。

経済団体等は、個人情報保護法と電気通信事業法の二重規制、過剰規制になるとの懸念を示しているが、総務省は、規律を導入する観点や規律が適用される場面が異なるとしている⁷³。

５．おわりに

昭和59年の電気通信事業法の成立から40年近くが経過し、また、新型コロナウイルス感染症を契機として社会のデジタル化が加速する中、電気通信事業の重要性や存在感は増している。一方、インターネット利用者の約75%がインターネット利用時に何らかの不安を感じているとの総務省の調査結果もあるように⁷⁴、様々な課題も顕在化している。

電気通信事業ガバナンス検討会の委員を務めた森亮二弁護士は、「電気通信事業法は、回線設備を管理する事業者の規制から、通信サービスの利用者を保護する規律に変わっていくべき」⁷⁵、「法改正の提案は、電気通信事業法が事業者規制法から利用者保護法へ生まれ変わる重要な一歩になるだろう」と述べているが⁷⁶、本法律案を契機として、上述した個人情報保護法との関係も含め、包括的な議論が行われることが望まれる。

（すずき ゆき）

⁷⁰ 宮下紘中央大学教授のコメント（『朝日新聞』（令4.2.19））

⁷¹ 『日本経済新聞』社説（令4.2.13）、『日経産業新聞』（令4.2.28）等

⁷² 第201回国会参議院内閣委員会会議録第13号13頁（令2.6.4）

⁷³ 「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書（案）に対する意見募集の結果（概要）」（電気通信事業ガバナンス検討会（第17回）配付資料（令4.2.18））39頁

⁷⁴ なお、不安の具体的な内容は、「個人情報やインターネット利用履歴の漏えい」が91.6%であり、最も高い。（総務省「令和２年通信利用動向調査の結果（概要）」（令3.6.18）25～26頁）

⁷⁵ 『読売新聞』（令3.12.15）

⁷⁶ 「電気通信事業ガバナンス検討会（第17回）議事録」（令4.2.18）23頁